

お客様相談室便り 2008年1月号



急速に変化する行政の動向 ~今後どのように変わらるのか!?~

4年ぶりに「特定商取引法」改定へ - 更なる規制の強化 -

< 不招請勧誘規制（オプトアウト）の導入 > < 過量販売と認められる契約の取消権付与 >

勧誘に先立って消費者が拒絶の意思表示を示した場合、勧誘の継続や再び勧誘で訪問する行為が禁止される。

「通常必要とされるもの」を超える商品の契約がされた場合、契約を取消すことが出来る。

どういうこと???



はい、わかりました。失礼しました。
そう言わずに少しだけお時間下さい。
(その日は諦め後日再度訪問)先日
来た者です。今日はお時間ありますか。

行政処分の
対象になる。

* 本年、通常国会に提出予定の「特定商取引法改定案」の一部です。

PIO-NET端末 各省庁に設置開始 - 処分執行の更なる迅速化 -

全国の消費生活センター



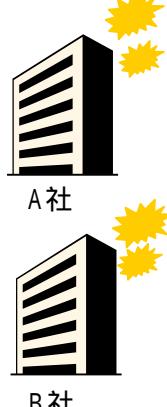
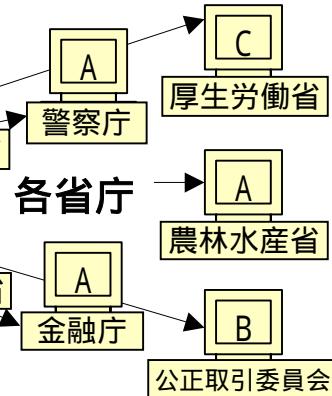
国民生活センター

A社相談: A社は...
A社相談: A社は...
B社相談: B社は...
B社相談: B社は...
C社相談: C社は...

PIO-NET

各省庁

ここが変わった!



全国の消費生活センターで
消費者の相談や情報を受付
け、端末に登録する。

全国の消費生活センターが
登録した消費者の相談内容
を集約、分析をする。

各省庁にPIO-NET端末を設置することで、消費者の様々な相談内容を端末を通して即時閲覧できるようになった。その為、行政処分執行が更に迅速化することとなる。

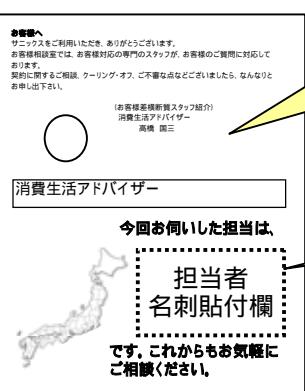
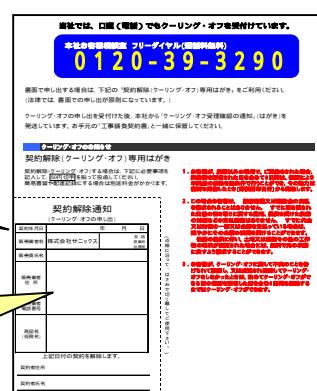
消費者視点に立った行政改革が行われます。これからもお客様に安心を与える活動をしていきましょう。

取扱商品カタログ 渡していますか・・・?

最終ページを利用し、クーリング・オフの説明を再徹底しよう！

切り取ると契約解除通知になることを伝えましょう。

所属住所印(ゴム印)を必ず押しましょう。



消費生活アドバイザーの資格取得者がいることを説明しましょう。

名刺を忘れずに貼りましょう。

1人1人の行動が
信頼につながります！